

家領の傳領に就いて(上)

中村直勝

第一、莊園研究の動向について

一

數年前以來、莊園の研究は目立つて採り上げられる題目となつて來たのは斯界のために慶賀すべきであるが、しかも近時の一つの動向は、莊園制度そのものゝ研究といふよりも、莊園組織中の下層部の研究に努力が集注されたかのやうで、莊民の生活とか、田堵・下司の如き下級莊吏の性質とか、貢物の運搬・種類とか、開墾の糧賃とか、言つた問題が論述された事であつた。もとより、かゝる問題が研究の對象とさるべきである事は當然の事にして敢て異とすべきではないが、とかく、かゝる題目が取扱はれた際に起る一つの弊害は、末節細部の事は詳細に検討されるけれども、大局に注目する事を怠り、莊園そのものゝ行衛とか、莊園そのものゝ隆替とか、を忘れ勝ちとなる事であり、それよりも悲しむべき事はそれら下層部の研究者は、下層部の人々は何時も必ず上層部より壓迫搾取せられつゝあるかの如き觀點に立ち勝ちとなる事である。もとより下層部が壓迫された場合も絶無とは言はないけれども、必ずしも

常に本所領家が擗取ばかりをやつて居るのではなく、却つて下級莊吏の不正滯納に苦んで居る場合も常に散見するのである。由來、莊園史研究に際して留意しなければならぬ事は、其のために利用さるゝ史料の所在と、その性質とである。謂ふ意味は、莊園研究のための史料は、大部分が本所領家側であつた貴族又は社寺に保存されて居つたものであるが故に、即ち莊民又は莊吏の方から提出した文書であるが故に、其中に記されて居る事は、莊民の言ひ分であり、莊吏の主張である。それはとかく彼等の生活を實際より以上に慘めに表現されて居るものである事は、當然ではないか。それらの史料は、とかく彼等下層部が、上層部に訴へんとするものであるが故に、彼等の生計困難とか水旱の有様とかを、誇張して表現するものである、といふ、此の性質は考へられねばならない。

即ち莊園研究に使用さるゝ史料の大部分は莊民や莊吏に有利なものばかりで、本所領家側から發せられた文書は、本所領家側から莊吏・莊民の横暴を戒飾した文書は、莊民の手に渡つて居るから、案文でも残して置かない限り保存さるゝ事が少い。本所領家の方で莊民莊吏を優恤した事が多くても、その材料が残つて居ない。たゞ僅かに政府の處置命令が三代格等で見られるか、或は公卿の日記の中に一二の場合が記されて居るのが見出される位で、極めて僅かの資料しか無く、莊吏・莊民側のそれに比すれば九牛の一毛でしかない。

かゝる性質を有する一方的な史料からの研究であるが故に、ともすれば、實相以上に悲惨な生活狀態

が認識されたり、針小棒大な領家の惡逆が傳へられたり、荒唐であらうと思はるゝ程の本所の横暴のみが取り上げられて傳へられる。更に、下層部を以て被壓迫階級なりとする獨斷的先入主のある者にあつては、一層、さうした一方的な觀點から史料が解釋され取扱はれるのを常とする。

これは莊園研究の上の一つの悲しい事象であつた。

二

莊園組織の下層部の研究、それが不要だ、と言ふのではない事は自明である。それだけに、上層部の方面の研究が必要なではなからうか。例へば、東大寺の如き大きな社寺に於いて、其の寺領の本所であつたり領家であつたり、預所であつたり、するのは、その大きな東大寺といふ全體的な寺院ではなく其の塔頭寺院が、それ〴〵幾つかの莊園を管理したものではなかつたか。及び、その寺院と全體的な東大寺との關係如何。東大寺の全體的な寺領管理と油倉との關係如何。といふが如き問題も當然吟味されねばならぬし、寺封と莊園との關係の如き、どうしても解決を與へねばならぬ問題であらう。之を貴族の方面に於いて見るも、封戸と私有莊園との聯繫。家領の傳領と家族分離の關係、渡り領の制度の如き、當に研究されるべき題目であらねばならぬ。茲に提出した「家領の傳領」といふのも、さうした方面への開拓をせんとする一鍬一鋤に外ならぬ。

第二 家領の發生

大化改新は公地の大方針によりて實行されたものであるにしても、其の法制を編纂した貴族達が、彼等の古來からの所有地を悉く國家の所有地として返納してしまつたものであるかどうか。大に研究されねばならない。祿令の定むる通りに、彼等は官位によりて祿を受け、そのみで満足して居つたものであらうか、又、大納言以上及三位以上には食封が給與されたけれども、それとても在官有位の場合に限つたもので、それらの人達が解官致仕した時には半減するといふ規定が、實施されたものであらうか。

又功田の如きも上功田以下は或る期限を過ぐれば收公される規則であるが、果して、功田を得た人の子孫が、期限満了の期に及んで、その收公を肯んじたものであらうか。

それらの食封にしても功田にしても、よしやその實狀は、それを一朝一夕にしても、所有支配せる人が一種の私有地化したものであつたに相違ない。大化以前の所々の田莊又は子代の民と言はれたものと大した變りはなかつたかと思ふ。

かくして藤原鎌足は封一萬五千戸に及んだと言はれ、知太政官事の高市皇子の封は五千戸に至つた。そしてそれは恐らく子孫に傳領され、其の家の財産の如きものとなつたのであらう。この趨勢は年と共に激甚に赴いたに相違なく、藤原良相の頃になると、封戸甚大のために國用闕乏を來したとの嘆聲を發せしめるに到つた。

神社寺院に施入せられた封戸は、また巨大な數に達した。其の初期にあつては王臣勢家が自己の封戸を施入し、後には天皇御自身からの封戸施入もあつて、漸次寺封は増加すると共に、其の弊も亦輕少でなかつたので寶龜十一年六月には天皇御施入の封戸で「永代」と仰せられたものですら、その永代とは一代を謂ふ也と定められるに至つた程に、封戸の施入は、國家の財源を枯渇せしめるものであつた。

二

口分田ですら其の收公は容易で無い。況んや國家の最上層部の高位顯官に賜はる封戸、一種の世襲財産の如きものとなり勝ちである封戸、其の收公には頗る容易ならぬ困難が伴ふ。寛平九年尙侍藤原淑子が播磨封五十戸を圓成寺に施入した願文にも封戸は死後必ず公に還るべきを理の當然とすと言ひ、陽成院が天慶二年延曆寺に近江國高嶋郡小中嶋庄及越前國足羽郡太田庄を施入せられた願文にも、從來は封戸を割いて延曆寺の齋供料に充てられたのであつたが、その封戸の期限満ちたるが故に、封戸の施入は中止して此の兩庄を以て封戸に代ふべきを仰せられた。○此の邊、『日本宗教史研究』(昭和八年刊)所收竹内理三氏「寺封の一考察」による所多しこの事は一旦獲たる封戸は、なか／＼還公されなかつたらしい事が推察されるのではなからうか、

封戸が莊園化する事や、封戸の代りに莊園の現はれる徑路の一端は、ほゞ察知が出来る。

三

食封・職封が、封戸としての實收を伴ひ、實蹟を擧げて居ればよいけれども、封戸は次に述べる様に

可なり複雑な制度であつたが故に、王臣諸王諸臣は早くから山野藪澤の占有を企て始め、それに對する取締の格式は實に數多く出されて居るので、類聚三代格を繙けば、王朝時代の政治の大部分は、此種王臣貴族の土地不正占有に對する禁遏であつたか、とさへ思はれる位である。

諸院宮諸王諸臣のかうした土地押領はやがて莊園制度を醗酵せしめる原種となるものであらうと思ふが、「家領」といふものは、この種土地占有による莊園もあるにはあるが、それよりも、食封即ち職封・位封の如き、封戸の變化して行つたものではなからうか。

四

食封何千戸を播磨國に於て賜ふ、とあるが、これは事實として、どう言ふ風に賜はるのであらうか。其の實態・實施の姿は未だ明かにされて居ない。理論でいふならば一里五十戸の原則から割り出して三千戸の封戸は六十里に相當するから六十里分の土地と住民とを給與され、ばよいのであるけれども、かかる場合果してどこのどんな状態の六十里を賜はるのか、六十里を一團として賜はるものか、散在する郷村を六十里分彼方此方にて賜はるものか、六十里に相當する廣さの地域を得るのか。それは未解決の問題であつて、今の私もまた充分な事は言ひ得ないが、次の様な仕組であつたかと考へて居るのである。

五

東大寺文書天平二十年十一月二十三日の東大寺封戸注文によると、東大寺が全國に有した封戸は全國

二十一箇國に互り二千七百戸であつたが、其内、伊賀國は百畑を充てられ、其の一ヶ年の収入は三百二十三石三斗二升九合二撮とされた(註二)。而して此の場合、この封戸百畑といふのをどの郷村を以て之に充てたといふのでなく、伊賀國司の責務として、毎年封戸百畑に相當する數量だけの貢納米を(それは三百餘石と計算された)提出したものらしい。天喜三年九月八日國守小野守經解によると、當國の御封は毎年三百石であると申して居り(註三)天養の頃には、便宜黒田の出作及び玉瀧の出作を以て之に充當したと言はれる(註三)、これ恐らく(奈良朝期の事は不明なるが)、平安朝初期に於いては、封戸なるものが、如此く一國全體の所得の中に割り込んで課せられたものであつたらうと察せられるものであり——その事に就いては、別の機會にもつと詳細な史料を掲げて論及したいと思ふ。今はたゞ結論だけを述べたにすぎぬ——更にそれを黒田出作及び玉瀧出作といふ一定の地域に充當したといふ事は、此の兩庄に出作を造る事を認許しやうために案出された方便であつたかも知れないけれども、或る國に於て賜はつた封戸なるものが、かくして一定の土地を目するに到る事は、社寺所有莊園の發生を必然化する事になるのではなからうか。

封戸を定められた地方の國司が、封戸よりすべき貢納米を漸次變更して代物を以てする事も行はれた。東大寺文書永承三年七月五日越後國雜掌秦成安解によると、東大寺の越後國に於ける封戸二百戸の代米は三百八十九石四斗一升二合であつたものが、醍三千三百拾一隻(永承元・二年の二ヶ年分)を以て

代納して居るものもあつて、事實に於て封戸何畑とか何戸とか言はれたものゝ實態は、既に早くに失はれた。或は、其の實態は、最初からかうしたものであつたかも知れない。然らば社寺の地方に所有する莊園なるものゝ發生する動機に、かうした封戸の消滅溶解、それに代つてそれだけの所得を確保する必要、といふ事を考慮する必要であるのではなからうか。

六

東大寺文書の中には嘉保三年から翌年にかけて、左辨官下文によつて東大寺に命じ、諸國に對して東大寺封戸の徵納究濟を命じたものがあり(註四)、嘉承元年八月五日の東大寺に下した左辨官下文は、雜事貳箇條のうちの第一箇條として「應令官使徵納諸國封戸、充堂舎修理料事」を掲げて居るけれども、それらに見ゆる封戸なるものが、既に封戸の實態を失へる名残りである事、言ふまでもない。更に言ふならば、これら辨官下文の中に言へる封戸なるものは、既に何等の俵さへもないものであるのを知りつゝ、かうした法令を出して居つたもので、たゞ形式一遍の空文であつたかも知れぬ。王朝時代の政治形態はそんなものであつたのだから。

七

家領が如何にして發生するか。それについては、いろいろの場合が考慮し得るが(一)大化改新以前の子代民又は田莊を其の儘に把持するもの(二)功田・職田等の永久私有化(三)食封の變化せるもの(四)山

野藪澤の占有(五)庶衆の所有地買得によるもの(六)下級社會の人々からせ寄られて其の本所又は領家となれるもの(七)至高の本所又は領家の預所となれるもの、其他が考へられやう。就中、家領といふ概念に最も相應しい發生は(一)乃至(三)であり、殊に(三)の如き「家」といふ令制にも適ふものと考へられるもので、これ家領を論ずるに當りて、封戸について一言及んだ私の心の動きでもある。但し、實際としては封戸の變じた家領が、さう多くの場合に在り得た證明はなか／＼困難であらうとは思はれるが。

(註一) 此の換算率は必ずしも一定して居ないらしい、著しい相違を表示する。

近江は一五〇畑でそれは一〇八一・九八四石とされる。美濃は一〇〇畑でそれは三三一・四一石とされる。駿河は一〇〇畑でそれは二九三・九石とされる。下野は二五〇戸でそれは七三〇・一石とされる。若狭は五〇畑でそれは五一・三〇八石とされる。

(註二) 此の三百石といふ数は天平二十年十一月二十三日の註文によると三百二十三石餘であるし、天養、久安、治承頃では三百六十石と言ひ習はして居る。恐らく大要の数を擧げたものと思ふが、又そこに國司莊吏等の利益のために多少の出入を致して知りつゝ犯して居る事もあつたであらう。

(註三) 久安四年二月二十八日伊賀國御封支配注文によると、伊賀國御封は本數三百六十石餘でその支配は

昔は 黒田 一八〇石餘 玉瀧・友田 一八〇石餘

今は 黒田 二二〇石餘 玉瀧・友田 一四〇石餘

であると言ひ、治承五年六月二日伊賀國御封支配註文には、更に細い計算があつて、

南柳(黒田) 二二〇石 (内譯、黒田一四〇・一四石、 梁瀬三七・八六石、薦生三三・石)

北柳(玉瀧等) 一四一・五五石(内譯、湯船四六・二石、 玉瀧七三石、 玉瀧寺七・三石、 内保一五石)

とある。大凡の見當が附くであらう。

(註四) 一二の例を擧げる。嘉保三年十月三十日左辨官下文は若狭國の封戸について。同年十二月十日左辨官下文は土佐國封戸について。同年十二月十六日宣旨は若狭國封戸について。承德元年十二月二十四日左辨官下文は近江封戸について。何れも殆んど同一の文句である。

第三 家領として代表的のもの

次に我國に於ける家領の代表的のものを擧げると

- 一 長講堂領
- 二 八條院領
- 三 修明門院領
- 四 近衛家領
- 五 九條家領

- 六 勸修寺家領
- 七 青蓮院領

であらう。其他まだ幾つかの家領が數へ得べきであらうけれども、史料所在の關係は、其の性質及び傳領を明かにし得ないから、今の私は、それ以上を擧げ得られない。

右の内一——三は皇室の御料として有名なものであるので、家領の中に加へる事は、名目上如何かと思はぬでもないが、傳領さるゝ性質は一の家領として見て、少しも差支はないものがある。四乃至六は、家領として名實共に代表的のものである。殊に勸修寺家領は從來餘り多くの人々には矚目されなかつた史料である。七は寺領の如き觀を呈する所もあるけれども、粟田青蓮院は天台座主の自坊の關係に立つ寺院であつて、やはり其の莊園としての性質は家領として見做すべきものであらうと思はれるから、併せ掲げて置いた。

以下に、此の七の代的表な家領に就いて、極めて概括ながら一瞥を加へ行き、さうする事によつて、家領なるものゝ特色を知りたいと思ふ。